証券コード　9444
2026年11月17日

株　主　各　位

名古屋市中区栄三丁目４番21号
株式会社トーシンホールディングス
管財人　石　田　雅　文
管財人　粟　田　口　太　郎

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.toshin-group.com
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「投資家情報」「ＩＲカレンダー」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9444/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トーシンホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9444」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月３日(木曜日) 午前10時
（当社は、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。これに伴い、第41期が2026年５月１日から2026年５月８日までの８日間となっているため、本総会の開催日は前回総会の応当日と離れております。）

２．場　　所　名古屋市中区栄三丁目２番３号名古屋日興証券ビル
TKP名古屋栄カンファレンスセンター　ホール７G
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

３．目的事項

報告事項
１．第41期（2026年５月１日から2026年５月８日まで）事業報告、連結計算書類及び会計監査人の連結計算書類監査結果報告の件
２．第41期（2026年５月１日から2026年５月８日まで）計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2026年５月１日から
2026年５月８日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2026年５月１日から2026年５月８日まで）における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、米国の関税政策の動向、中東情勢や世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当社グループは、強みである販売力を活かし、携帯ショップ運営、テナントビル及びマンションの賃貸及び管理、ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。そして「お客様第一主義」のもと、従業員一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の連結経営成績は、売上高３億40百万円、営業損失48百万円、経常損失２億32百万円、親会社株主に帰属する当期純損失２億36百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

移動体通信関連事業

携帯電話業界におきましては、携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり各通信事業者間のMNP（他通信事業者からの乗り換え）競争が活況を呈しました。スマートフォンの高機能化に伴う価格高騰により、端末の買い替えサイクルは長期化傾向にあります。

このような環境の中、当社は積極的な販売促進活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力しました。また、携帯電話の販売だけでなく、金融サービス、ポイントサービスやスマートフォンを活用した決済サービスを連携させながら提供することにより、お客様のご利用状況やリテラシーに合わせた多様なサービスの提供に注力しました。

当連結会計年度における売上高は２億81百万円、セグメント損失は18百万円となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、品質と効率の向上を主眼に入居者様の快適な暮らしを最優先に心掛け、管理物件の定期清掃やメンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図って参りました。

当連結会計年度における売上高は16百万円、セグメント利益は７百万円となりました。

リゾート事業

リゾート事業におきましては、大人数が集まるようなイベント企画や団体客によるコンペ企画等の復調傾向が続き、当連結会計年度における売上高は41百万円、セグメント利益は10百万円となりました。

その他

飲料水の販売やゴルフ用品の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」の運営を行っております（ただし、2026年７月31日をもって、ゴルフレッスン施設（ゴルフリークス）の運営は閉業いたしました）。

セグメント売上高

区分	売上高	構成比
移動体通信関連事業	281,106千円	82.4%
不動産事業	16,181千円	4.7%
リゾート事業	41,798千円	12.3%
その他	1,865千円	0.6%
合計	340,951千円	100.0%

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 38 期 2024年４月期	第 39 期 2025年４月期	第 40 期 2026年４月期	第 41 期 (当連結会計年度) 2026年５月８日期
売　上　高(千円)	17,134,138	17,477,470	17,795,149	340,951
経常利益又は経常損失（△）(千円)	284,820	△31,996	70,987	△232,848
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	142,181	△16,242	△1,376,074	△236,932
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（　△　）	21円99銭	△2円51銭	△212円86銭	△36円65銭
総　資　産(千円)	24,185,866	24,702,146	21,782,586	20,966,093
純　資　産(千円)	2,622,273	2,487,469	1,129,262	893,068
１株当たり純資産額	402円3銭	380円7銭	174円69銭	127円97銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。

２．当社は、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。これに伴い、第41期は、2026年５月１日から2026年５月８日までの８日間の変則決算となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
トーシンリゾート株式会社	100,000	100	ゴルフ場の運営管理
トーシンコーポレーション株式会社	10,000	90	不動産関連事業
株式会社トーシンモバイル	10,000	100	移動体通信関連事業
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	10,000	100 (100)	ゴルフ場の運営管理

(注)「当社の議決権比率」の欄の()内は間接所有割合を内書きで記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応し、企業価値及び業績のさらなる向上を目指し、お客様、取引先及び従業員の安全を最優先に考え、関係機関と連携しながら様々な取り組みを実施してまいります。

① 移動体通信関連事業

・既存店の収益性を向上させるため、顧客ニーズが高い商材の提案や対面での接客を強みとしたサービスを提供してまいります。

・収益性の高い店舗網を拡大するため、新店及び集客力のある好立地への店舗移転改装については、市場動向を見極めつつ、販売予測、投資採算性等を慎重に検討し決定してまいります。

・店舗における生産性を高めるため、店舗オペレーションの改善やお客様の待ち時間の短縮化、独自イベントの開催等、お客様との継続的な関係強化に取り組んでまいります。

② 不動産事業

・情報収集と顧客開拓を進め、入居機会を的確に捉えることで、引き続き不動産業者とのリレーションシップ強化を行ってまいります。

・賃貸オフィスビル及び賃貸マンションの効率運営により、安定した収益確保を目指してまいります。

③ リゾート事業

・複数のゴルフ場及びゴルフ練習場をオペレーションすることで、集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに施設整備を行い、魅力的なサービスを提供し、売上・利益の拡大を図ってまいります。

④ 人材の採用と育成、職場環境の整備

・新卒・中途ともに優秀かつ即戦力としての人材確保に向けて多面的な採

用活動を続けております。企業の持続的な成長・発展を実現するためには従業員一人ひとりが向上心を持って持続的に成長していくことも重要と考えておりますので、様々な事業や業務にチャレンジできる環境の整備及び多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年５月８日現在）

当社グループは、移動体通信機器の販売を主たる業務とする移動体通信関連事業、賃貸ビル・賃貸マンションの不動産賃貸を主たる業務とする不動産事業、ゴルフ場・ゴルフ練習場の運営を主たる業務とするリゾート事業を展開しております。

(6) 主要な事業所（2026年５月８日現在）

当社の主要な事業所

本社　　名古屋市中区

子会社　４社

株式会社トーシンモバイル
名古屋市中区
営業店舗
［ソフトバンクショップ　　28店舗（直営店６店舗　代理店22店舗）］
愛知県　15店、静岡県　12店、三重県　１店
［auショップ　　23店舗（直営店６店舗　代理店17店舗）］
愛知県　16店、静岡県　２店、岐阜県　３店、三重県　２店
［ワイモバイルショップ　　１店舗（代理店１店舗）］
愛知県　１店

トーシンリゾート株式会社
名古屋市中区
［ゴルフ場　　３コース］
岐阜県加茂郡富加町　　TOSHIN Golf Club Central Course
岐阜県関市武芸川町　　TOSHIN さくら Hills Golf Club
三重県津市美里町　　TOSHIN Princeville Golf Course
［ゴルフ練習場］
愛知県春日井市出川町　リバーデールゴルフクラブ

トーシンコーポレーション株式会社
名古屋市中区

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部
愛知県田原市

(7) 従業員の状況（2026年５月８日現在）

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
移動体通信関連事業	26名	－
リゾート事業	48名	－
不動産事業	3名	－
その他	0名	－
本社	17名	－
合計	94名	－

（注）従業員数にはパートタイマー、契約社員、派遣社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年５月８日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	5,244百万円
株式会社三井住友銀行	2,793
株式会社十六銀行	1,227
株式会社静岡銀行	972
瀬戸信用金庫	916

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ） 第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役である石田雅文（当時）及び申立代理人である弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。また、同日、同裁判所により調査命令が発令され、弁護士永沢徹が調査委員に選任されました。なお、会社更生手続の申立てをしたのは、当社のみであり、当社の子会社は会社更生手続開始の申立てをしておらず、その予定もありません。

会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年９月７日現在）

① 発行可能株式総数　25,500,000株

② 発行済株式の総数　6,536,800株（うち自己株式72,451株）

③ 株主数　8,176名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジェット	2,172,400株	33.60%
石田信文	404,000	6.25
光通信KK投資事業有限責任組合	378,200	5.85
石田ゆかり	311,500	4.82
株式会社CNCエンタープライズ	289,400	4.48
ソフトバンク株式会社	144,000	2.23
GMO Optical Investment株式会社	131,400	2.03
トーシングループ従業員持株会	118,189	1.83
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	87,900	1.36
株式会社ＳＢＩ証券	67,632	1.05

（注）１．当社は、自己株式72,451株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（72,451株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年５月８日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 雅文	トーシンリゾート株式会社 代表取締役 トーシンコーポレーション株式会社 代表取締役 株式会社トーシンモバイル 代表取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 代表取締役
取締役	石田 ゆかり	
取締役	旭 萌々子 （戸籍上氏名 田中萌々子）	取締役管理部長 トーシンリゾート株式会社 取締役 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役
取締役	深谷 隆雄	社会福祉法人クレッシュ 監事 AMG都市開発株式会社 社外監査役 AMG・HOMES株式会社 社外監査役 AMG・INNOVATION株式会社 社外監査役 株式会社三漣 社外監査役
取締役	奥村 竜弥	ファーレン東岐阜株式会社 取締役 アールジェイ東岐阜株式会社 取締役社長 中京クライスラー株式会社 代表取締役社長 合同会社GOINGSTYLE 代表社員 トーシンリゾート株式会社 取締役 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役
監査役	加藤 悦生	株式会社アドシステム 代表取締役 一般社団法人まちの活力創生協会 代表理事
監査役	鈴木 真司	鈴木真司法律事務所 所長
監査役 （仮監査役）	大田 貴之	株式会社ベルデアクア取締役CFO 大田公認会計士事務所 トーシンリゾート株式会社 監査役 トーシンコーポレーション株式会社 監査役 株式会社トーシンモバイル 監査役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 監査役

（注）１．取締役深谷隆雄氏及び奥村竜弥氏は、社外取締役であります。
２．当社は取締役奥村竜弥氏及び監査役鈴木真司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独

立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査役鈴木真司氏、大田貴之氏は、社外監査役であります。
4．監査役大田貴之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当事業年度末日後の取締役の異動は、以下のとおりであります。
・代表取締役石田雅文氏は、事業年度末日後の2026年５月28日開催の臨時株主総会において、取締役の解任が可決されたため、臨時株主総会終結の時をもって取締役及び代表取締役を退任いたしました。
・平塚栄氏は事業年度末日後の2026年５月28日開催の臨時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
・取締役平塚栄氏は、事業年度末日後の2026年６月５日開催の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを目的として、2025年７月29日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する方針を決議しております。その内容は以下のとおりです。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社は、役員報酬制度において、公平性、透明性および客観性の確保を重視し、役位間における一貫性のある報酬設計を行うことを基本方針とします。

1．基本方針

1）当制度は、各役位に相応しい報酬水準を設定することにより、役位間の責任と貢献度に基づく公正な格差を形成し、経営陣のモチベーション向上および企業価値向上を促すことを目的とする。

2）当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準とする。

3）報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証する。

4）業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、会社業績に応じて変動する業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等で構成する。

5）なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとする。

2．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益を反映した現金報酬とし、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、賞与として一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、ストックオプションを採用し、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、支給するものとする。

4．基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

1）報酬のレンジ方式の導入

各役位には基本報酬額のレンジ（上限・下限）を設定し、当該役位の職責・成果・経験等を総合的に勘案して、レンジ内で報酬額を決定する。これにより、一律ではなく柔軟かつ合理的な報酬運用を可能とする。

2）役位階層の定義と運用整合性

役位は、監督役位（代表取締役会長及び社長等）と執行役位（取締役副社長・専務等）、および社外執行役員・監査役で定義され、それぞれに応じた報酬レンジを設定する。報酬水準はそれぞれの役割に整合するよう制度設計する。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき決定する。その権限の内容は、定款または株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬の額および賞与額の決定とする。なお、ストックオプションについては、基本報酬月額及び株式公正価値をもとに、取締役会で取締役個人別の割当数を決定するものとする。

報酬決定においては、取締役会による審議・決議を経るとともに、業績及び貢献度など、根拠を用いた客観的プロセスを重視する。

報酬レンジおよび制度内容は、事業環境の変化や労働市場水準の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	1,246 (91)	1,246 (91)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	490 (361)	490 (361)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	1,736 (453)	1,736 (453)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、1996年２月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。
３．監査役の報酬限度額は、1996年２月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1．取締役深谷隆雄氏は、AMG都市開発株式会社、AMG・HOMES株式会社、AMG・INNOVATION株式会社の社外監査役であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

2．取締役奥村竜弥氏は、ファーレン東岐阜株式会社の取締役、アールジェイ東岐阜株式会社の取締役社長、中京クライスラー株式会社の代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

3．監査役鈴木真司氏は、鈴木真司法律事務所の所長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません

4．監査役（仮監査役）大田貴之氏は、株式会社ベルデアクアの取締役CFOであります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（1回開催）		監査役会（1回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役深谷隆雄	1回	100%	－	－
取締役奥村竜弥	1回	100%	－	－
監査役鈴木真司	－	－	1回	100%
監査役大田貴之	－	－	1回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役深谷隆雄氏は、取締役会において、主に税務の専門的見地から発言を行っております。

取締役奥村竜弥氏は、取締役会において、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

監査役鈴木真司氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

監査役大田貴之氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人アリア

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議を経たうえで会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針として「トーシン行動指針」がありますが、従前は必ずしも社内に浸透しておらず、コンプライアンス意識の鈍麻・欠如がみられたことから、その改善を図ってまいります。

ロ．当社及び当社グループ各社における法令遵守の観点からこれに反する行為を早期に発見し是正するため、グループ従業員を対象とした「内部通報制度」として「トーシンアラーム」を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程並びに法令に基づき、担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク管理・コンプライアンス管理を統括する組織として、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害グループ全体のリスク）を網羅的・総括的に管理する体制を確保する。また、リスク・コンプライアンス規程を制定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、管理部長（総務人事担当）、管理部長（財務担当）、監査役（非常勤監査役及び社外監査役を含む。）、内部監査室従業員及びそれに準ずる者を構成単位とし、2か月に1回開催し、決議要件は構成員の過半数による決議とする。リスク・コンプライアンス委員会から発出された意見については、取締役会は合理的な理由なく排除できないものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行えることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要項目について審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を実地監査する。

しかしながら、①イに記載していた事項、また第三者委員会からの内部監査の不備などの指摘もあり、当該体制は機能していたとは言えないため、今後の改善を図ってまいります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの任命は、取締役の推薦により監査役会が行うが、当該スタッフの監査役会での職務については、取締役からの干渉を受けない体制とする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

ロ．会社及びグループ各社の役職員が法令又は定款に違反する行為をし、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。

ハ．監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、当該事項。

取締役及び使用人は、速やかにイ～ハの事項につき報告を行う。

しかしながら、当該体制は十分に機能していたとは言えないため、今後の改善を図ってまいります。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

ロ．代表取締役社長及び取締役との定期的会合を開催し情報交換を行う。

ハ．取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務諸表に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務諸表の信頼性と適正性を確保する。

しかしながら、2025年4月期には決算訂正を行う必要性が生じ、訂正報告書を提出しております。財務報告を行う体制に種々の不備が認められ、当該体制については今後の改善が必要なものと考えております。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しており、反社会勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶する。

当社は、2025年９月４日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われた疑いについて第三者委員会による調査を行い、その結果を取りまとめた報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、再発防止策の提言を受けました。また、2026年５月１日付「社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会による検証を行い、検証結果報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社の決算・内部統制・ガバナンス等に関する問題点、その是正・改善状況及び今後の課題等が示されました。

当社は、こうした事態に至ったことを深く反省し、二度と同様の過ちを繰り返さぬよう抜本的な組織構造の改革を進め、コンプライアンス前提の誠実な経営に取り組んでまいります。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営の重要政策の一つと認識しており、将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、株主の皆様に安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましては、当社について2026年５月８日に会社更生手続が開始され、会社更生法上、更生計画の定めるところによらなければ剰余金の配当を行うことができず、誠に遺憾ながら当事業年度の期末配当につきましては無配となります。

株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(2026年５月８日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,419,370**	**流動負債**	**18,495,858**
現金及び預金	1,651,851	買掛金	2,173,138
売掛金	3,221,854	短期借入金	13,644,617
商品及び製品	113,295	未払金	546,656
原材料及び貯蔵品	44,469	リース債務	155,862
その他	442,588	未払法人税等	289,163
貸倒引当金	△54,689	預り金	1,152,111
		賞与引当金	22,162
		訂正関連費用引当金	59,400
		その他	452,745
固定資産	**15,546,723**	**固定負債**	**1,577,167**
有形固定資産	**15,085,468**	リース債務	407,521
		退職給付に係る負債	22,701
建物及び構築物	6,841,498	役員退職慰労引当金	123,338
土地	8,091,453	繰延税金負債	630,976
リース資産	108,869	資産除去債務	10,892
その他	43,647	その他	381,736
無形固定資産	**135,249**	**負債合計**	**20,073,025**
投資その他の資産	**326,006**	**純資産の部**	
		株主資本	**801,538**
投資有価証券	58,695	**資本金**	**742,099**
長期貸付金	30,880	**資本剰余金**	**880,617**
敷金保証金	125,682	**利益剰余金**	**△771,135**
繰延税金資産	3,177	**自己株式**	**△50,042**
		その他の包括利益累計額	**25,730**
		その他有価証券評価差額金	**25,730**
		非支配株主持分	**65,799**
その他	107,570	**純資産合計**	**893,068**
資産合計	**20,966,093**	**負債・純資産合計**	**20,966,093**

連結損益計算書

（2026年５月１日から
2026年５月８日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**340,951**
売上原価	**288,117**
売上総利益	**52,834**
販売費及び一般管理費	**101,249**
営業損失	**48,414**
営業外収益	**45,850**
受取利息及び受取配当金	1,833
デリバティブ評価益	15,611
その他	28,405
営業外費用	**230,284**
支払利息	3,650
保険解約損	2,226
遅延損害金	224,407
経常損失	**232,848**
特別利益	**－**
特別損失	**－**
税金等調整前当期純損失	**232,848**
法人税、住民税及び事業税	2,337
法人税等調整額	1,397
法人税等合計	3,734
当期純損失	**236,583**
非支配株主に帰属する当期純利益	**349**
親会社株主に帰属する当期純損失	**236,932**

連結株主資本等変動計算書

（2026年５月１日から
2026年５月８日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	742,099	880,617	△534,203	△50,042	1,038,471
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△236,932		△236,932
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△236,932	－	△236,932
当期末残高	742,099	880,617	△771,135	△50,042	801,538

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,341	25,341	65,449	1,129,262
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△236,932
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	389	389	349	739
当期変動額合計	389	389	349	△236,193
当期末残高	25,730	25,730	65,799	893,068

連結注記表

１．継続企業の前提に関する注記

当社グループでは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）は、継続して危険な水準となっております。このような財務状況の中、前連結会計年度において、当社の子会社における不適切会計について過年度の決算訂正を行ったものの当社の2025年４月期に係る連結財務諸表等に対する会計監査人の監査報告書の意見が不表明となったことに起因して、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社株式は特別注意銘柄に指定され、当社株式の上場廃止リスクが生じております。また、当社グループは、2025年８月以降、取引金融機関に対して、元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥っておりました。

かかる状況下において、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて当社の経営体制と財務状態を安定化させるため、当社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。

このような状況により、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、これらの状況を早期に解消し、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、再建計画を策定し上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続を利用することにより、事業の再建を目指してまいります。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。詳細は後述の重要な後発事象に関する注記（会社更生手続における更生計画案の提出について）及び（「株式会社トーシンホールディングス　再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）をご参照下さい。

当社の管財人は、2026年９月９日に更生計画案を裁判所に提出しておりますが、裁判所による更生計画の認可を受けていないことなどから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

２．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　４社

・連結子会社の名称　　トーシンリゾート株式会社
トーシンコーポレーション株式会社
株式会社トーシンモバイル
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

(2)　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社プラチナム）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
株式会社トーシンモバイル	４月30日	※
トーシンリゾート株式会社	４月30日	※
トーシンコーポレーション株式会社	10月31日	※
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	10月31日	※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　総平均法による原価法

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．棚卸資産

・商品

移動体通信機器　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

その他の商品　　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
ハ．訂正関連費用引当金	過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成費用、訂正監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関連費用引当金として計上しております。
ニ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（移動体通信関連事業）

主に顧客に対しスマートフォンの販売、並びに通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次を行うことによる対価として通信事業者から手数料を収受しております。

このような商品の販売又はサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点、又は代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。ただし、連結子会社の代理店に対する商品の販売については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定するうえで実質的な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

また、商品販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

（不動産事業）

当社及び連結子会社の所有する賃貸不動産において、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し、収益として認識しております。

（リゾート事業）

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に収受する金額で収益を認識しております。

ゲストフィー、キャディフィー、レストラン収入等は顧客がゴルフ場及びゴルフ練習場、レストランを利用した時点で収益を認識しております。

年会費は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため期間按分により収益を認識しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、投資その他の資産のその他に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
会社更生手続開始決定日の資産・負債の会計処理	当社の2026年５月８日付の会社更生手続開始決定、2026年９月９日付の当社更生計画案の東京地方裁判所への提出を受け、2026年９月15日に東京地方裁判所により当社の会社更生手続における更生計画案が決議に付する旨の決定がされました。上記に伴い、更生会社である当社の会社更生手続開始決定日の資産・負債の会計処理においては、財産評定及び債権調査手続の結

果を受けた更生計画案を考慮して会計処理しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	15,085,468千円
無形固定資産	135,249千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4．表示方法の変更

（預り金の表示方法の変更）

預り金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、その他（前連結会計年度1,356,787千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、預り金（当連結会計年度1,152,111千円）として表示しております。

５．追加情報

（シンジケートローン）

当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行５行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年４月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されておりますが、当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立てを受け、本契約に基づき期限の利益を喪失しました。当社は、管財人が2026年９月９日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年４月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ２期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

６．連結貸借対照表に関する注記

(1) 更生債権等の表示区分

当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立てを受け、当社と取引金融機関等との契約に基づき期限の利益を喪失しました当社債務につき、更生債権等として当社が認めた額は流動負債区分の短期借入金等に表示区分しております。当社は、管財人が2026年９月９日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金	※159,000千円
建物	5,030,584千円
土地	7,615,433千円
計	12,805,018千円

上記の資産は、短期借入金※13,644,617千円、未払金258,828千円の担保に供しております。

※当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立てを受け、契約に基づき期限の利益が喪失したことから、その後、定期預金等と借入金等との相殺が実施されており、相殺後の金額で記載しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　4,617,814千円

(4) 偶発債務

従業員からの訴訟

当社は従業員より不法行為による損害賠償請求約７百万円等を求める訴訟を提起され、係争が生じております。

その他の偶発債務

会社更生法に基づく債権者からの債権届出において、当社が認知しない損害賠償請求権等、合計約34百万円の債権の届出がありました。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,536,800株	－株	－株	6,536,800株

(2)　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	72,251株	－株	－株	72,251株

(3)　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の2026年５月８日付の会社更生手続開始申立てを受け、当社グループが保有する金融商品の管理については、裁判所から任命された管財人が、財産の管理・処分権を有することになりました。このため、裁判所の許可を受けた範囲で、金融商品に対する取組を行っていく方針です。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に株式であり、定期的に時価の変動を把握しております。

長期貸付金は、主に土地所有者への建物建設に伴う資金として、敷金保証金は出店に伴うものであり、店舗建物所有者の信用リスクに晒されております。

また、当社グループの債務は、2026年５月８日付の当社の会社更生手続開始申立てを受け、お取引様との契約条件により期限の利益を喪失した債務がございますが、会社更生法の取扱いにより、支払いが留保されている債務もございます。更生会社である当社の債務は、会社更生法により、共益債権、更生債権等に分類されております。

買掛金及び未払金などの通常の取引先様との当社の債務は、労働債権等の優先債権の他、支払いが留保される一部の債務を除きほとんどの債務が、共益債権に分類されており、裁判所の許可を得て、通常のお支払を実行しております。

労働債権等の優先債権や共益債権に分類されない取引金融機関等の債務は、更生債権等に分類されております。更生債権等につきましては、2026年９月９日に東京地方裁判所に提出した更生計画案に基づく弁済計画により、更生計画案が認可決定された際には、デット・エクイティ・スワップ等の実施や当社資金繰りへの影響を考慮した弁済計画に基づく

債務の返済を行っていく計画です。

また、子会社の債務につきましては、更生会社である当社の責任のもと、通常の取引条件でのお支払を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年５月８日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額10,000千円）は「投資有価証券」には含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,695	48,695	－
長期貸付金	30,880	27,926	△2,954
リース債務（注１）	(563,383)	(529,022)	34,361

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注１) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

※金融商品の時価算定に関する事項

・現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を省略しております。

・買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	48,695	－	－	48,695

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	27,926	－	27,926
リース債務	－	529,022	－	529,022

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（投資有価証券）

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

（長期貸付金）

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利率等適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（リース債務）

リース債務（１年内に返済するものを含む）の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在割引価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

９．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	移動体通信関連事業	不動産事業	リゾート事業	計	その他	合計
一定時点で移転される財	281,106	－	41,798	322,904	1,865	324,769
一定期間にわたり移転される財	－	－	－	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	281,106	－	41,798	322,904	1,865	324,769
その他の収益	－	16,181	－	16,181	－	16,181
外部顧客への売上高	281,106	16,181	41,798	339,086	1,865	340,951

（注）「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「２．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね２ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約資産	
期首残高	－
期末残高	－
契約負債	
期首残高	53,806
期末残高	54,763

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は主に連結子会社が提供するサービスのうち、当連結会計年度末時点において、履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、53,806千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

１０．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸ビル及び賃貸マンションを有しております。2026年５月８日期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7，238千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
11,620,764千円	△5,245千円	11,615,519千円	15,201,757千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

１１．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　127円97銭

(2) １株当たり当期純損失　△36円65銭

１２．重要な後発事象に関する注記

（管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）

当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士粟田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年５月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役

会の構成に変更が生じたところ、2026年６月５日に開催された取締役会において、管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎を管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されました。

１．解任事由として取締役会で説明された理由

（１）管財人石田雅文の解任事由

2026年５月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会において、取締役の解任が可決された者であって、取締役の任務懈怠責任を問われうる立場であるため、及び、管財人としての職務を公正に行うことが期待できないため。

（２）管財人粟田口太郎の解任事由

従前、会社の代理人弁護士として、石田雅文をサポートしており、同人に対する責任追及を期待できないため、及び、管財人としてスポンサー選定を公正に行うことが期待できないため。

２．申立予定日

未定

なお、管財人解任申立てに関する管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎の意見は以下のとおりです。

＜管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎の意見＞

管財人としては、解任事由に該当する事実は存在せず、解任申立てには理由がないと考えていますので、このような解任申立てに対しては粛々と対応するとともに、引き続き2026年５月８日付「「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年５月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について）

当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士粟田口太郎が管財人に選任されました。

この会社更生手続開始決定に対して、当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏による2026年６月３日付の即時抗告書及び当社の株主である株式会社ジェットによる2026年６月８日付の即時抗告書が、それぞれ、東京地方裁判所に対して提出された事実が判明しました。

東京地方裁判所の会社更生手続開始決定は、その決定の時（2026年５月８日午後４時）から効力を生じており、即時抗告がありましても、会社更生手続開始決定を停止する効力（執行停止効）はありません。管財人による当社の事業経営権及び財産管理処分権は、現在でも有効に存続しています。

１．抗告人の概要

株式会社ジェット（当社株主）

石田ゆかり氏（当社株主）

なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。

２．抗告理由の概要

いずれの即時抗告につきましても、①更生手続開始の原因となる事実が認められないこと、②事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであること、③不当な目的で更生手続開始の申立てがされたこと、及び、④更生手続開始申立ての手続が違法であることが、抗告理由として主張され

ております。
３．即時抗告に対する管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎の意見
管財人としては、抗告理由とされた内容はいずれも正当でなく、即時抗告には理由がないと考えております。管財人としては、引き続き2026年５月８日付「「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年５月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（開示事項の経過：会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告の棄却決定について）
東京地方裁判所により2026年５月８日付でなされた当社における会社更生手続開始決定に対して、石田ゆかり氏及び株式会社ジェットにより、それぞれ、即時抗告が行われておりましたが、東京高等裁判所は、2026年７月28日付で、本即時抗告をいずれも棄却する旨の決定を行いました。
１．本棄却決定のあった裁判所及び年月日
東京高等裁判所
2026年７月28日
２．本即時抗告を行った抗告人の概要
株式会社ジェット（当社株主）
石田ゆかり氏（当社株主）
なお、同氏は、当社の取締役であり、また、株式会社ジェットの監査役でもあります。
３．本棄却決定に至った経緯
当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士粟田口太郎が管財人に選任されました。当社の株主であり当社の取締役でもある石田ゆかり氏及び当社の株主である株式会社ジェットは、上記会社更生手続開始決定を不服として、東京高等裁判所に対し、石田ゆかり氏は2026年６月３日付で、株式会社ジェットは2026年６月８日付で、即時抗告を行いました。
本即時抗告に対し、東京高等裁判所は、①当社には支払不能が生ずるおそれがあり、会社更生法第17条第１項第１号の事由があると認められること、②更生計画案作成の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、③更生計画案の可決又は更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとはいえないこと、④当社の再建につき会社更生手続を選択し、更生担保権者の権利行使の抑制を図るとともに、株式会社ジェットないし当社の元代表取締役である石田信文氏の株主としての影響力の抑制を図ることについては一定の合理性があるものと認められ、当社の会社更生手続開始の申立てが不当な目的でされ、又は誠実な目的でされたものではないとは認められないこと、⑤当社の会社更生手続開始の申立てに係る会社法上の手続違背は認められないことなどを理由に、2026年７月28日付で本棄却決定をし、当社は、2026年７月31日に本棄却決定の決定書を受領いたしました。
４．本棄却決定の内容
（１）本件各抗告をいずれも棄却する。
（２）抗告費用は各抗告人の負担とする。
５．管財人解任の申立ての棄却
本即時抗告に関連して、石田ゆかり氏及び当社グループの従業員４名より、管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎を当社の管財人から解任するよう求める申立てが、それぞれ、東京地方裁判

所に対して行われておりましたが、東京地方裁判所は、従業員４名による上記申立てについては2026年７月16日付で、石田ゆかり氏による上記申立てについては2026年７月27日付で、いずれも棄却する旨の決定を行いました。

なお、当社は、2026年６月９日付「当社管財人の解任申立てに係る取締役会決議に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年５月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年６月５日に開催された当社の取締役会において管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎を当社の管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されておりましたが、当社による上記申立ては確認されておりません。

６．今後の見通し（管財人石田雅文及び管財人粟田口太郎の意見）

管財人としては、本棄却決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。管財人としては、引き続き2026年５月８日付「「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年５月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

（会社更生手続における更生債権等の認否書及び財産評定書の提出について）

当社について、2026年５月８日付けで東京地方裁判所により会社更生手続開始決定がされておりますが、当社管財人は、2026年８月７日、会社更生法に基づき、更生債権等の認否書及び財産評定書を東京地方裁判所に提出いたしました。

１．更生債権等の認否書について

債権届出期間内に届出があった更生債権等について、会社更生法第146条第１項に基づき認否書を作成し、同第３項に基づき、認否書を東京地方裁判所に提出いたしました。

２．財産評定書について

会社更生法第83条第１項及び第２項に基づき、当社に属する一切の財産について、その価額を評定し、同第３項に基づき、財産評定書（貸借対照表及び財産目録）を東京地方裁判所に提出いたしました。

（会社更生手続における更生計画案の提出について）

当社は、2026年５月８日付で公表しました「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」に記載のとおり、同年５月８日に東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいりました。そして、2026年９月９日に、当社の管財人は、会社更生法第184条第１項に基づき、更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を同裁判所に提出いたしました。これらを受け、2026年９月15日には、東京地方裁判所により当社の会社更生手続における更生計画案が決議に付する旨の決定がされました。

本更生計画案は、同裁判所により決議に付する旨の決定及び本更生計画案に係る議決権者を定めるための基準日の決定、並びに、基準日の官報公告がなされた後、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者、更生担保権者及び株主の皆様に対して送付されることとなります。本更生計画案についての議決権の行使の方法は、現在のところ、書面等投票により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法によるものとされ、書面等投票の期間は、10月下旬から11月中旬の間に設定される見込みです。

今後も、当社は、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に

対処してまいる所存でございますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本更生計画案につきましては、金融商品取引法等の適用法令との関係を考慮し、法令遵守の観点から、東京地方裁判所に対してその全部について閲覧・謄写等の制限に係る決定の申立てを行っております。

１．本更生計画案の概要

（１）事業再生の基本方針

当社は、当社株式の上場維持を図るため、特別注意銘柄解除に向けたガバナンス強化を行い、コスト構造を見直した上で移動体関連事業及びリゾート事業の抜本改革を行って収益性を改善するとともに、収益貢献度の低い不動産は売却して金融機関に対して負う借入債務等に対する弁済資金に充てる等して、当社株式の上場を維持しつつ、自主再建を図ることを本更生計画案の基本方針とします。

（２）経営改革の基本方針

当社は、更生計画を確実に遂行できる会社として存続を図るため、以下のとおり関係会社を含めた経営改革を実行します。

①ガバナンス体制

ア 更生手続開始決定から更生計画認可決定までのガバナンス体制

東京地方裁判所から選任された下記両名の管財人の管理の下、事業を従前どおり継続している。

事業家管財人（石田 雅文）

法律家管財人（弁護士 粟田口 太郎）

イ 更生計画認可決定後のガバナンス体制

管財人は、本更生計画案に基づき、当社の取締役及び監査役を新たに選任する。そして、当社の会社更生手続中は、管財人が役員選任権を保持しつつ、取締役会及び監査役会の実効性及び内部管理体制の確保に努める。

②改革方針

ア 当社及び子会社等

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行う。また、収益・キャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心とした不動産売却等により、成熟市場においても着実に収益を確保できる体制を目指す。

イ 移動体関連事業（株式会社トーシンモバイル）

移動体関連事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図る。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化する。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図る。

ウ 不動産事業（当社及びトーシンコーポレーション株式会社）

収益やキャッシュ・フローへの貢献度が低い物件を中心に不動産を適正価格で売却し、売却収入を原資とした早期弁済による更生計画等に基づく弁済を行い、利払いを軽減して、当社グループ全体の資金繰りの改善を図る。入居者対応におけるサービス品質の向上のため、業務管理体制の見直しを図り、顧客満足を高め、入居率向上に向けたサービス展開を行う。

また、当社の所有物件のうち特に重要な物件であるさくらHills NISHIKI Platinum Residenceにて行っていたゴルフリークス事業（ゴルフレッスン・ショップ事業）撤退後の区画

を貸し出す等積極的に事業展開を図り、収益の拡大を目指す。

エ リゾート事業（トーシンリゾート株式会社及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部）

各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図る。

不採算であったゴルフリークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーシンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図る。

（３）本更生計画案に基づく弁済計画

当社は、原則として、事業の収益により更生担保権者及び更生債権者（以下「更生債権者等」といいます。）に対し、更生担保権及び更生債権（以下「更生債権等」といいます。）の全部の弁済（デット・エクイティ・スワップ等によるものを含む。）を行うことを本更生計画案の基本方針とします。事業収益による弁済の原資は、当社の資金繰りへの影響を考慮し、翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金を超過する部分とします。

また、当社は、収益貢献度の低い不動産を売却し、当該不動産に関して担保権を持つ更生担保権者等に対する弁済を行う予定です。

更に、当社は、当社の株式が上場していることのメリットを活かし、本更生計画案に基づき更生債権者等に対してデット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）による株式等の発行を行います。これにより、当社に追加の金銭負担なく、多額の金融債務を軽減し、もって財務体質の強化及び安定的な事業運営、信用力の確保を実現することができます。

上記の基本方針を含む、本更生計画案に基づく弁済計画の概要は以下のとおりです。なお、本更生計画案に係る会社更生法第199条第１項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定を条件として行われるDESに関連して発行することを予定している新株予約権及び種類株式等の詳細は、後日開示する予定です。

①　事業収益等による弁済

ア 更生担保権

更生担保権全額について、原則として、各事業年度の末日から４か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金７億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

但し、裁判所の許可を受けて更生担保権の目的物となっている不動産を売却した場合は、売却経費等を除いた不動産売却代金をもって更生担保権の弁済に充てる。

イ 一般更生債権

一般更生債権全額については、原則として、更生担保権の弁済が完了した後、各事業年度の末日から４か月後の応当日限り、基準日（当該各事業年度の末日）における翌期支払の法人税相当額及び当社グループに留保すべき資金７億円を超過する部分（但し、子会社の金融債務の弁済に充てる部分、当社の金融債務に係る約定利息の支払に充てる部分等を除く。）を弁済原資として、分割弁済する。

②　DESの実施

本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行する。また、本更生手続における更生担保権者及び更生債権者に対し、新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資

すべき財産を更生債権等とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすることで、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する。

（４）株式

本更生計画案に記載される株主の権利の変更等に関する事項は、概要以下のとおりです。

① 株式の消却等

当社の発行済株式について、その全部を消却しない（いわゆる100％減資を行わない。）。但し、本更生計画案に基づくデット・エクイティ・スワップによる株式の発行又は今後スポンサーが現れた場合に行われる可能性がある第三者割当増資等により、当社の発行済株式について、東京証券取引所の上場廃止基準に反しない範囲で、希薄化の影響を受けることとなる。

② 配当の制限

当社は、会社更生手続中は、原則として、株主に対する剰余金の配当を行わない。但し、株主に対する配当を行うことについて、裁判所の許可を得て、株主に対する剰余金の配当を行うことができる。

③ 株主に対する清算価値の保障

(i) 会社更生法第194条第１項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されており、かつ、当該株主名簿に記載されている株式数の全部又は一部（以下「本件対象株式」という。）を、2030年10月末日時点において継続して保有している株主（会社更生法第194条第１項に基づき定められた基準日時点で当社の株主名簿に記載されていた株主から、当該株主名簿に記載されている株式全てを包括承継した株主を含む。以下「本件対象株主」という。）は、2030年10月末日から３か月以内に当社に対して書面により請求することにより、個別に下記(ii)の適用を受けることができる。

(ii) 本件対象株主が保有する本件対象株式について、2031年３月末日限り、下記(a)と(b)とを比較し、(a)が(b)を上回っていた場合に、その差額を支払う。但し、下記(a)が(b)と同額である場合、又は下記(a)が(b)を下回る場合には、本件対象株主が保有する本件対象株式の数に１円を乗じて算出される金額を支払う。

(a) 当社が更生手続開始決定日時点で清算した場合の残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額

(b) 本件対象株式に係る2030年10月末日時点の評価額（当該株式が国内に開設されている取引所金融商品市場に上場している場合は、2030年10月末日時点の東京証券取引所スタンダード当該市場における本件対象株式の終値による。）に、本件対象株主が保有する本件対象株式の数を乗じて算出される金額

（５）定款の変更

当社の定款は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第１項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画認可決定日をもって、定款の一部を変更します。この場合、当社の決算期は、「毎年４月30日」から「毎年10月31日」に変更されることになります。また、DESに関連して発行することを
予定している種類株式に関する定款変更の内容は、後日開示する予定です。

（６）役員の選任等

当社は、本更生計画案に関して会社更生法第199条第１項の規定に基づく東京地方裁判所による認可の決定がされた場合には、更生計画に基づき、更生計画認可決定日をもって、次のとおり

役員を選任します。また、取締役のうち、石田雅文氏を代表取締役として選定いたします。なお、以下の役員以外の役員については、会社更生法第211条第４項に基づき、更生計画認可の決定の時に退任します。

① 取締役
石 田 雅 文
奥 村 竜 弥
前 田 千代子（四十山 千代子）

② 監査役
大 田 貴 之
長谷川 正 勝
大 橋 大 輔

③ 会計監査人
監査法人アリア

なお、管財人は、適切と認めるときは、会社更生法第72条第４項前段及び第５項に基づき、裁判所の決定により、取締役（取締役会を含む。）及び監査役（監査役会を含む。）の権限を回復させることができます。この場合、管財人は、取締役（会）及び監査役（会）を監督します。

２．今後の予定

2026年９月15日	裁判所による更生計画案付議決定
2026年９月下旬（目処）	裁判所による議決権者を定めるための基準日の公告
2026年10月中旬（目処）	議決権者を定めるための基準日
2026年10月下旬～11月中旬（目処）	本更生計画案に関する書面等投票の期間
2026年11月中旬（目処）	更生計画の認可決定

（「株式会社トーシンホールディングス　再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）

当社は、2026年５月８日付で公表しました「「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」に記載のとおり、経営の安定化及び財務状態の改善を図るため、再建計画（以下「当初再建計画」といいます。）を策定し、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、当社の再建に向けて取り組んでまいりました。2026年９月９日に、当初再建計画の内容を2026年５月８日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえて更新するとともに、更新後の再建計画（以下「本再建計画」といいます。）を東証に対して提出致しました。

本再建計画は、2026年５月８日付で東京地方裁判所より開始決定がなされた当社の会社更生手続（以下「本更生手続」といいます。）を前提に、当社の内部管理体制の改善のための諸施策を管財人の下で一層推進しつつ、①商取引債権者の皆様に対しては従前の約定どおり債務をお支払いすること、②当社の既存株式について100%減資は行わないこと、③取引金融機関に対しては長期分割弁済計画により元本全額を弁済する方針であること等を内容としており、更生手続開始決定による債権者及び株主の皆様への影響を適切に抑えつつ、当社グループの再建を着実に進める方針としており、かかる基本方針において、当初再建計画からの変更はありません。本再建計画における当初再建計画の更新は、2026年５月８日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえ、その内容を実態に合わせる形で反映するものであり、当初再建計画の内容を根本的・抜本的に変更・修正するものではありません。

なお、当社株式は、後述のとおり東証により2025年11月22日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性が残されておりますが、当社としては、できるかぎり上場廃止とならないよう、適切に対応していく所存です。

関係者各位にはご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

本再建計画の概要は下記のとおりです。

1. 本再建計画の骨子

(1) 経緯

当社は、2025年２月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び2025年５月９日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触し、当社グループは、2025年８月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることにあると考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、いわゆるDIP型の会社更生手続（代表取締役などの現経営陣から管財人の選任を受けるタイプの会社更生手続）を利用することにより、事業の再建を目指すこととといたしました。

(2) 本再建計画の基本方針

本再建計画は、会社更生法の下で、これを基本的な骨子として更生計画案を作成し、遂行する予定のものですが、当社グループの取引先、株主、そして取引金融機関に対する影響を適切に抑える内容となっています。

まず、取引先等の商取引債権者に対する支払は、裁判所の許可の下、すべて従前の約定どおりの時期・方法で実施しております。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続することができていると考えております。また、租税等の公租公課及び従業員の賃金等の労働債権も全額の弁済を実施しています。

次に、当社の株主に対する影響については、会社更生法に基づく更生手続開始時（2026年５月８日午後４時）の時価による財産評定において、当社の財務状態は、債務超過ではなく資産超過とされており、本再建計画においても、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）は予定されていないことから、株主の皆様は従前どおり当社が発行する上場株式を継続して保有し又は売却することができます。

また、当社の取引金融機関に対しては、本再建計画において、当社グループの借入債務に係る返済方法の変更を予定しております。返済期間は長期化するものの、本再建計画において、その元本全額を弁済できる見込みです。

本再建計画の骨子は、概ね、下記①乃至⑦に記載のとおりです（今後の会社更生手続において、必要な変更又は修正がされる可能性があります。）。

① 商取引債権等の弁済について

当社は、会社更生法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、商取引債権者（リース債権者を含みます。）に対し、従前の約定どおり弁済を行います。これにより、取引先の皆様に対して

ご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続し、もって当社グループに対する信用不安の発生を最小限に抑えることができるものと考えております。

② 取引金融機関からの借入に対する弁済について

取引金融機関に対する借入債務については、従前の約定に基づく弁済に代えて、今後の当社の事業収益及び当社グループが保有する不動産の売却代金を原資として弁済を行います。

第一に、当社は、取引金融機関に対して、当社グループが保有する現預金のうち、翌期の事業運営に必要な一定額を超過する部分を原資として、借入金の弁済を行うことを予定しています。

第二に、当社グループは、遊休資産及び利益率の低い収益物件を中心に保有不動産の売却活動を進め、取引金融機関に対して弁済を行い、有利子負債を圧縮いたします。

なお、後述するスポンサーからの第三者割当増資その他の方法による支援が実現した場合には、これによる拠出金も弁済原資の一部を構成します。

当社は、以上の弁済を内容とする15年間の長期弁済計画により、取引金融機関に対し、借入債務元本の全額を弁済する更生計画案を作成し、東京地方裁判所に提出いたしました。

③ スポンサー探索及び第三者割当増資の実施

当社は、当初再建計画を提出以降、資本の増強、資金繰りの安定化のための資金調達又は戦略的な資本提携等を目的として、フィナンシャル・アドバイザーを選定の上、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーを鋭意探索しましたが、東京地方裁判所に更生計画案を提出するまでに現実的なスポンサーの選定に至りませんでした。このため、本再建計画提出以降も引き続き、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーの探索を検討いたします。裁判所の許可を得てスポンサーとの合意に至った場合には、当該スポンサーを引受人として第三者割当増資を実施する場合があります。なお、増資引受けに関する詳細条件については、管財人が今後探索するスポンサー候補との協議事項ですので、決定次第ご報告申し上げますが、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案に基づき、新しい種類の種類株式を発行する可能性があります。また、当社は、スポンサー候補に対する第三者割当増資を実施する場合、東証が定める株主の希薄化等に関するルールに従って当該増資を実行する予定ですが、スポンサー候補による増資引受けに際しては、既存発行株式の価値が希薄化することが想定されます。

④ デット・エクイティ・スワップ

管財人は、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案において、(i)本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行すること、並びに、(ii)本更生手続における更生担保権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されている債権者）及び更生債権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されていない債権者）に対し、その任意の希望に基づき新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資すべき財産を更生債権又は更生担保権（以下、総称して「更生債権等」といいます。）とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすること、という二種類のデット・エクイティ・スワップを規定することにより、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する方針です。

⑤ 既存の株式の取扱い

前述したとおり、当社は、本再建計画において、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）の実施は予定しておりません。したがって、当社の株主は、当社の株式を継続して保有し又は売却することが可能です。一方で、上記④に記載しましたとおり、本更生手続における更生債権等を対象にデット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者等に

対して新株を発行することを検討しており、これにより、既存の株式について、上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率300%を超えない範囲）で、議決権の希薄化が生じる可能性があります。この場合、既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになりますが、これらの新株の発行は、当社グループの再建及び事業継続、そして当社グループの企業価値向上のために必要なものと考えられますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、更生計画により、資本金の額の減少を行い、当社の資本金の額を６億4,209万9,959円減少させ、減少後の資本金の額を１億円とします（なお、効力発生日は、更生計画認可決定確定日とします。）が、これは、前述した100%減資に該当するものではありません。

⑥ DIP ファイナンスについて

当社は、本更生手続による再建を遂行するために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行から、2026年５月８日付けで当座貸越枠の設定（いわゆるDIPファイナンスの供与）を受けております。当座貸越契約（その後の変更を含む。）の概要は以下のとおりです。

融資形態 ： 当座貸越

貸付人 ： 株式会社三井住友銀行

契約期限 ： 2026年12月30日又は更生計画案の書面投票期限から５銀行営業日が経過する日のいずれか早い日

貸越極度額 ： 533,787,000 円

⑦ ガバナンス体制の強化について

当社は、2025年11月25日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせしたとおり、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、元代表取締役である創業者石田信文氏の倫理観・誠実性の欠如などからガバナンスが機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前 提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、2025年11月22日付で、株式会社東京証券取引所により、特別注意銘柄に指定されました。

当社は、2026年５月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、

本更生手続の下においても、管財人体制の下で、当該改善計画に基づき、特別注意銘柄の指定の解除を目指す方針です。

(3) 裁判所の認可の見込み

① 更生計画案の可決の見込み

本再建計画を基礎として作成される本更生手続上の更生計画が裁判所に認可される前提として、更生計画案は、会社更生法上、(i)過半数の議決権を有する更生債権者の同意、(ⅱ)４分の３以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意及び(iii)過半数の議決権を有する株主の同意により可決される必要があります。

(i) 更生債権者には、一般には商取引債権者が含まれますが、当社の会社更生手続においては、前記1.(2)①記載のとおり商取引債権については随時弁済することを予定しておりますので、現時点においては、取引金融機関及びリース債権者を除き、一般の更生債権者は存在しません。

(ⅱ) 更生担保権者は、現時点においては、取引金融機関及び愛知県が存在します。当社

は、本更生手続に係る開始の申立てに先立ち、本更生手続において更生担保権者となるものと想定される取引金融機関（全14金融機関）に対し、本更生手続のもとで本再建計画を進めることにつき説明を行った結果、全14金融機関のいずれからも異議はなかったことから、本更生手続において本再建計画を基礎として管財人が作成する更生計画案についても、現時点で想定される更生担保権者（取引金融機関）の議決権の総額の４分の３以上に当たる皆様から同意を得られる見込みがあるものと想定しております。

（iii）株主の同意につきましては、本再建計画が、当社グループの再建及び上場維持のために不可欠であること、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）は予定していないことなどに照らせば、既存株主の皆様の利益に十分に配慮された計画であり、株主の皆様からご理解を得られる内容であるものと想定しております。もっとも、前述した過半数の議決権を有する株主の同意が得られない場合においても、会社更生法の規定に基づき、株主の権利を保護する条項により、裁判所による更生計画の認可の要件を充足する見込みがあると考えられます。

② 更生計画の認可の見込み

本更生手続は、2026年５月８日付けで東京地方裁判所より更生手続開始決定がなされたものであり、法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものです。また、以上で述べた本再建計画は、公正かつ衡平な内容であり、遂行可能であると考えられ、誠実かつ公正な方法により、４分の３以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意、過半数の議決権を有する更生債権者の同意、及び、過半数の議決権を有する株主の同意又はこれに代わる権利保護条項の規定による認可の要件を充足する見込みがあると考えております。

以上を踏まえ、当社といたしましては、本再建計画を基礎として作成した本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは十分に存するものと考えております。また、調査委員候補者であった永沢徹弁護士より、当初再建計画を基礎として作成される更生計画について裁判所の認可を得られる見込みがあることについて、本更生手続開始前に意見書を受領しているところ、本再建計画は当初再建計画の基本方針を継承していること、また、本再建計画に基づき作成した更生計画案については裁判所及び調査委員との間で協議を重ねて作成していることを踏まえ、本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは存するものと考えられます。

2. 今後の見通しについて

（1）今後の事業戦略について

当社グループの今後の事業戦略といたしましては、①モバイル事業の抜本見直し、②リゾート事業の改善、③本社費を中心とした経費削減などにより、成熟した市場においても着実に収益を確保できる体制を目指します。

当社は、モバイル、リゾート及び不動産を中心とした各事業において、多くのお客様へ満足度の高い商品やサービスのご提案・ご提供をしてまいりました。

今後も、お客様の生活やビジネスをより豊かにすることを通じ、事業の再建を果たす中で企業価値を高め、取引金融機関の皆様に対する元金及び利息の完済を実現し、かつ、株主の皆様の利益にも配慮した経営を図る方針です。

① モバイル事業の抜本見直し

モバイル事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図ります。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化してまいります。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図ります。

② リゾート事業の改善

リゾート事業については、各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図ります。

不採算であったゴルフリークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーシンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図ります。

③ 経費削減

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行います。

(2) 業績見通し

① 損益計算書

令和９年４月期は、連結売上高は概ね横這いの17,685百万円を見込んでいる一方、各種の収益改善策が寄与し、経常利益は260百万円と前年度比で189百万円の改善を見込みます。

令和10年４月期は、連結売上高は17,548百万円と減収となるなか、モバイル事業の更なる改善などにより経常利益は315百万円と前年度比で55百万円の改善を見込みます。

令和11年４月期は、前年度末に不動産の売却を想定していることから不動産収入が減り、売上高は、17,021百万円と減収となるなか、モバイル事業の改善に加えて利払いの軽減が進むことで、経常利益は290百万円と微減に留まる想定です。

② 貸借対照表

令和９年４月期/令和10年４月期は、多くの不動産を売却した上で借入金の返済も行う想定であり、令和10年４月期時点の総資産額は13,764百万円（令和８年４月期比△8,019百万円）となる一方、負債合計も11,845百万円（令和８年４月期比△8,808百万円）と減少する想定です。

なお、当社は、会社更生法の規定に基づき、決算期が変更されており、また今後も決算期が変更される可能性がありますが、上記①及び②の各数値及び記載内容は、かかる決算期の変更を前提としない参考数値であることにご留意下さい。

(3) 返済の見通し

令和10年４月期以降は収益改善に伴い純資産増、及び、借入金返済による負債減が進むことを見込んでおります。

貸借対照表

（2026年５月８日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,203,647**	**流動負債**	**11,818,355**
現金及び預金	382,261	買掛金	1,246
売掛金	9,255	短期借入金	11,082,387
商品及び製品	18,510	リース債務	11,576
原材料及び貯蔵品	196	未払金	356,608
前払費用	19,733	未払法人税等	1,089
未収入金	579,500	預り金	29,262
その他	194,189	前受金	18,590
固定資産	**12,238,854**	賞与引当金	8,033
有形固定資産	**11,079,283**	訂正関連費用引当金	59,400
建物	5,530,568	その他	250,159
構築物	86,321	**固定負債**	**1,594,587**
車両運搬具	7,552	リース債務	40,062
工具、器具及び備品	5,141	資産除去債務	8,835
土地	5,401,974	退職給付引当金	5,949
リース資産	47,724	役員退職慰労引当金	123,338
無形固定資産	**113,829**	受入敷金保証金	320,758
借地権	111,500	関係会社事業損失引当金	909,528
ソフトウエア	0	繰延税金負債	164,250
電話加入権	2,329	その他	21,864
投資その他の資産	**1,045,741**	**負債合計**	**13,412,943**
投資有価証券	58,695	**純資産の部**	
関係会社株式	110,630	**株主資本**	**3,828**
出資金	10	**資本金**	**742,099**
長期貸付金	30,880	**資本剰余金**	**880,617**
関係会社長期貸付金	694,000	資本準備金	880,617
長期前払費用	79,145	**利益剰余金**	**△1,568,846**
敷金保証金	46,352	利益準備金	54,942
会員権	26,027	別途積立金	195,000
長期未収入金	151,535	圧縮積立金	313,317
貸倒引当金	△151,535	繰越利益剰余金	△2,132,105
		自己株式	**△50,042**
		評価・換算差額等	**25,730**
		その他有価証券評価差額金	**25,730**
資産合計	**13,442,501**	**純資産合計**	**29,558**
		負債・純資産合計	**13,442,501**

損　益　計　算　書

（2026年５月１日から
2026年５月８日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**16,898**
売上原価	**7,128**
売上総利益	**9,769**
販売費及び一般管理費	**56,140**
営業損失	**46,370**
営業外収益	**58,572**
受取利息	1,748
受取配当金	160
デリバティブ評価益	15,611
貸倒引当金戻入額	2,129
その他	38,921
営業外費用	**199,323**
支払利息	2,689
保険解約損	2,226
遅延損害金	194,406
経常損失	**187,121**
特別利益	**－**
特別損失	**27,155**
関係会社事業損失引当金繰入額	27,155
税引前当期純損失	**214,277**
法人税、住民税及び事業税	1,351
当期純損失	**215,629**

株主資本等変動計算書

（2026年５月１日から
2026年５月８日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	742,099	880,617	880,617	54,942	195,000	313,317	△1,916,476	△1,353,216
当期変動額								
当期純損失							△215,629	△215,629
圧縮積立金の取崩								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△215,629	△215,629
当期末残高	742,099	880,617	880,617	54,942	195,000	313,317	△2,132,105	△1,568,846

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△50,042	219,457	25,341	25,341	244,798
当期変動額					
当期純損失		△215,629			△215,629
圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			389	389	389
当期変動額合計	－	△215,629	389	389	△215,239
当期末残高	△50,042	3,828	25,730	25,730	29,558

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記

当社では、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当社の流動比率（＝流動資産/流動負債）は、継続して危険な水準となっております。このような財務状況の中、前事業年度において、当社の子会社における不適切会計について過年度の決算訂正を行ったものの当社の2025年４月期に係る財務諸表等に対する会計監査人の監査報告書の意見が不表明となったことに起因して、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社株式は特別注意銘柄に指定され、当社株式の上場廃止リスクが生じております。また、当社は、2025年８月以降、取引金融機関に対して、元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥っておりました。

かかる状況下において、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて当社の経営体制と財務状態を安定化させるため、当社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、同裁判所にその申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。

このような状況により、当社には、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社では、これらの状況を早期に解消し、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、再建計画を策定し上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続を利用することにより、事業の再建を目指してまいります。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされております。したがって、当社は裁判所による監督と調査委員による調査の下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいります。詳細は後述の重要な後発事象に関する注記（会社更生手続における更生計画案の提出について）及び（「株式会社トーシンホールディングス再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）をご参照下さい。

当社の管財人は、2026年９月９日に更生計画案を裁判所に提出しておりますが、裁判所による更生計画の認可を受けていないことなどから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式	総平均法による原価法
② その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
・市場価格のない株式等	総平均法による原価法
③ デリバティブ	時価法
④ 棚卸資産	
・商品	
その他の商品	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）
・貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④ 長期前払費用	毎期均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100％を計上する簡便法）に基づき計上しております。

④　関係会社事業損失引当金　　関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥　訂正関連費用引当金　　過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成費用、訂正監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関連費用引当金として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（不動産事業）

当社の所有する賃貸不動産において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し収益として認識しております。

（経営管理料、業務委託費）

子会社からの経営管理料、業務委託費においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①消費税等の会計処理　　資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し、５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

②会社更生手続開始決定日の資産・負債の会計処理　　当社の2026年５月８日付の会社更生手続開始決定、2026年９月９日付の当社更生計画案の東京地方裁判所への提出を受け、2026年９月15日に東京地方裁判所により当社の会社更生手続における更生計画案が決議に付する旨の決定がされました。上記に伴い、更生会社である当社の会社更生手続開始決定日の資産・負債の会計処理においては、財産評定及び債権調査手続の結果を受けた更生計画案を考慮して会計処理しております。

３．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	11,079,283千円
無形固定資産	113,829千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、使用範囲又は方法の変化、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化等により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

４．追加情報

（シンジケートローン）

当社は、名古屋市中区錦二丁目に建設した建物について設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行５行とシンジケーション方式限度貸付契約（借入残高 2,480,000千円）を2018年４月27日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されておりますが、当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立を受け、本契約に基づき期限の利益を喪失しました。当社は、管財人が2026年９月９日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

上記の契約にかかる財務制限条項

①借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年４月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％の金額以上にそれぞれ維持する。

②借入人は、本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ２期連続して経常損失を計上しないことを確約する。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 更生債権等の表示区分

当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立てを受け、当社と取引金融機関等との契約に基づき期限の利益を喪失しました当社債務につき、更生債権等として当社が認めた額は流動負債区分の短期借入金等に表示区分しております。

当社は、管財人が2026年９月９日付で裁判所に提出した更生計画案が可決され、裁判所の認可決定を受けた際には、継続的なご支援が得られるよう、更生計画に基づく弁済を実施してまいります。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金	※159,000千円
建物	4,110,865千円
土地	4,959,681千円
計	9,229,547千円

上記の担保に係る債務は、短期借入金※10,782,387千円、未払金258,828千円であります。

※当社の2026年５月８日付会社更生手続開始申立てを受け、契約に基づき期限の利益が喪失したことから、その後、定期預金等と借入金等との相殺が実施されており、相殺後の金額で記載しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　1,860,131千円

(4) 債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。当事業年度の債務保証の金額は、当社の2026年5月8日付会社更生手続開始決定を受け、当社に債権届出があった額を記載しております。なお、関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を関係会社事業損失引当金として当事業年度末に909百万円計上しております。

トーシンリゾート株式会社	842,988千円
トーシンコーポレーション株式会社	700,131千円
株式会社トーシンモバイル	1,412,282千円
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	44,189千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	400,421千円
② 長期金銭債権	845,535千円
③ 短期金銭債務	300,081千円

(6) 偶発債務

従業員からの訴訟

当社は従業員より不法行為による損害賠償請求等約７百万円を求める訴訟を提起され、係争が生じております。

その他の偶発債務

会社更生法に基づく債権者からの債権届出において、当社が認知しない損害賠償請求権等、合計約34百万円の債権の届出がありました。

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	864千円
② その他の営業取引高	－千円
③ 営業取引以外の取引高	197千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	72,251株	－株	－株	72,251株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,157千円
販売用不動産評価損	26,512千円
ゴルフ会員権評価損	16,122千円
資産除去債務	4,726千円
退職給付引当金繰入超過額	1,789千円
貸倒引当金	47,730千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	38,849千円
減損損失	45,588千円
減価償却超過額	11,538千円
投資有価証券評価損	485千円
繰越欠損金	273,961千円
関係会社株式評価損	3,149千円
関係会社事業損失引当金	286,483千円
訂正関連費用引当金	18,709千円
その他	6,997千円
繰延税金資産小計	784,803千円
評価性引当額	784,803千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	164,250千円
その他有価証券評価差額金	7,194千円
圧縮積立金	148,372千円
その他	8,684千円
繰延税金負債合計	164,250千円
繰延税金負債の純額	164,250千円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	トーシンリゾート株式会社	直接100.0	資金の貸付 経営管理 商品販売 役員の兼任	資金の貸付 資金の返済 債務保証 （注）3	－ － 842,988	関係会社長期貸付金 未収入金 立替金 売掛金	694,000 216,153 176,282 7,897

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	トーシンコーポレーション株式会社	直接90.0	経営管理 土地の賃貸 役員の兼任	債務保証（注）3	700,131	未収入金 未払金 短期借入金	88 81 300,000
子会社	株式会社トーシンモバイル	直接100.0	資金の貸付 経営管理 役員の兼任	債権債務相殺による未払金消滅	940,484	未払金 長期未収入金	－ 151,535
				受取利息（注）1	197	－	－
				経営指導料の受取（注）2	864	－	－
				債務保証（注）3	1,412,282	－	－
				債務被保証（注）4	100,000	－	－
子会社	株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	間接100.0	役員の兼任	債務保証（注）3	44,189		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

3．金融機関からの借入等に対して保証したものであります。なお、保証料は受取っておりません。

4．金融機関からの借入等に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

5．土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、合理的に決定しております。

6．株式会社トーシンホールディングスの株式会社トーシンモバイルに対する債権について、貸倒引当金151,535千円が計上されております。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　4円57銭

(2) １株当たり当期純損失　△33円36銭

１１．重要な後発事象に関する注記

（管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）

株式会社トーシンホールディングスは、2026年５月８日に、東京地方裁判所に対し会社更

生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年５月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年６月５日に開催された取締役会において、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されました。こちらの情報は、「連結注記事項　（重要な後発事象）（管財人の解任申立てに係る取締役会決議について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について)

株式会社トーシンホールディングスは、2026年５月８日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和８年（ミ）第４号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

この会社更生手続開始決定に対して、当社の株主であり取締役でもある石田ゆかり氏による2026年６月３日付の即時抗告書及び当社の株主である株式会社ジェットによる2026年６月８日付の即時抗告書が、それぞれ、東京地方裁判所に対して提出された事実が判明しました。こちらの情報は、「連結注記事項　（重要な後発事象）（会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(開示事項の経過：会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告の棄却決定について)

東京地方裁判所により2026年５月８日付でなされた当社における会社更生手続開始決定に対して、石田ゆかり氏及び株式会社ジェットにより、それぞれ、即時抗告が行われておりましたが、東京高等裁判所は、2026年７月28日付で、本即時抗告をいずれも棄却する旨の決定を行いました。こちらの情報は、「連結注記事項　（重要な後発事象）（開示事項の経過：会社更生手続開始決定に対する株主による即時抗告の棄却決定について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会社更生手続における更生債権等の認否書及び財産評定書の提出について)

当社について、2026年５月８日付けで東京地方裁判所により会社更生手続開始決定がされておりますが、当社管財人は、2026年８月７日、会社更生法に基づき、更生債権等の認否書及び財産評定書を東京地方裁判所に提出いたしました。こちらの情報は、「連結注記事項（重要な後発事象）（会社更生手続における更生債権等の認否書及び財産評定書の提出について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会社更生手続における更生計画案の提出について)

当社は、2026年５月８日に東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、裁判所による監督と調査委員による調査の

下で、管財人体制により再建を図り、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題に対処してまいりました。そして、2026年９月９日に、当社の管財人は、会社更生法第184条第１項に基づき、更生計画案を同裁判所に提出いたしました。こちらの情報は、「連結注記事項　（重要な後発事象）（会社更生手続における更生計画案の提出について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（「株式会社トーシンホールディングス　再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）

当社は、経営の安定化及び財務状態の改善を図るため、再建計画を策定し、株式会社東京証券取引所における上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、当社の再建に向けて取り組んでまいりました。2026年９月９日に、当初再建計画の内容を2026年５月８日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえて更新するとともに、更新後の再建計画を東証に対して提出しました。こちらの情報は、「連結注記事項　（重要な後発事象）（「株式会社トーシンホールディングス　再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

１２．収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　9．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年９月24日

更生会社　株式会社トーシンホールディングス

管財人　石田雅文　殿

管財人　栗田口太郎殿

監査法人アリア

東京都港区

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、更生会社　株式会社トーシンホールディングスの2026年５月１日から2026年５月８日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、更生会社　株式会社トーシンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有し、会社グループの流動比率は、継続して危険な水準になっている。このような財務状況の中、前連結会計年度に生じた過年度の決算訂正に起因し、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで会社株式は特別注意銘柄に指定された。また、2025年８月以降、取引金融機関に対し元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥った。かかる状況下、会社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不

確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
会社は、2026年５月８日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者、監査役及び監査役会並びに管財人の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
会社は、2026年５月８日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年９月24日

更生会社　株式会社トーシンホールディングス

管財人　石田雅文　殿

管財人　栗田口太郎殿

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中康之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、更生会社　株式会社トーシンホールディングスの2026年５月１日から2026年５月８日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、手元資金を上回る多額な有利子負債を有し、会社の流動比率は危険な水準になっている。このような財務状況の中、前事業年度に生じた過年度の決算訂正に起因し、取引金融機関との間の借入契約のコベナンツに抵触した上、2025年11月22日付けで会社株式は特別注意銘柄に指定された。また、2025年８月以降、取引金融機関に対し元本の返済が困難となり返済猶予を依頼する状況に陥った。かかる状況下、会社は、再建計画を策定し上場を維持しながら会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、2026年５月８日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、その申立てを行い、会社更生手続開始決定を受けた。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このよ

うな重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
会社は、2026年５月８日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者、監査役及び監査役会並びに管財人の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
会社は、2026年５月８日に東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け更生会社となったことから、これ以降は、会社更生法に基づき、同裁判所が選任した管財人に会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が専属し、管財人が、これらの責任を負うことになった。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は

状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会並びに管財人に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

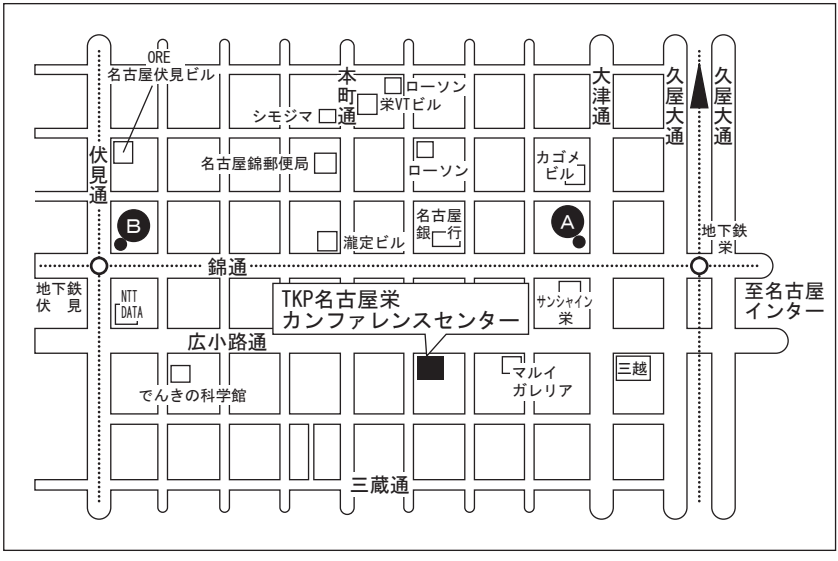
利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市中区栄三丁目２番３号名古屋日興証券ビル
TKP名古屋栄カンファレンスセンター　ホール７G
（052）238－3526



交通のご案内

Ⓐ地下鉄（名城線・東山線）「栄」駅 8番出口から徒歩5分
Ⓑ地下鉄（鶴舞線・東山線）「伏見」駅 4番出口から徒歩7分